

## 入間市ホームページ有料広告掲載に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、入間市有料広告の掲載に関する要綱（平成18年3月6日施行。以下「広告掲載要綱」という。）及び入間市有料広告の掲載に関する基準及び広告主等の責務に関する要領（平成18年3月6日施行。以下「広告掲載基準」という。）に基づき、入間市が管理するホームページ(以下「市ホームページ」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類)

第2条 広告の種類は、バナー広告とする。

2 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページで市が指定する位置とする。

### (広告の枠数、規格及び掲載料)

第3条 広告の枠数、規格及び掲載料は、別表1のとおりとする。ただし、広告掲載要綱第3条第2項の規定による一括して売渡し（以下「一括売渡し」という。）を行った場合については、掲載料は、広告取扱者が定めることができる。

2 バナー広告のデザイン、色彩等は、市ホームページのデザインと調和がとれたものとする。

### (広告掲載の基準)

第4条 広告は、市民生活に関連したもので、広告掲載要綱及び広告掲載基準に沿ったものとする。

### (広告原稿の作成)

第5条 広告の原稿は、広告主又は広告取扱者の責任と負担で作成するものとする。

### (広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、6月以内で1月単位とする。ただし、一括売渡しを行った場合については、履行期間内とする。

### (広告掲載希望者の募集)

第7条 広告への掲載を希望する者の募集は、市ホームページ又は広報いるま等の広報印刷物により行うものとする。

### (広告掲載の申込み)

第8条 市ホームページへの広告掲載を希望するものは、広告掲載要綱第5条の「入間市有料広告掲載申込書」に別添の「市ホームページ広告掲載に関する調書」により、市長が指定する期間内に申し込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一括売渡しを行った場合については、広告掲載の申込みに関し必要な事項は、広告取扱者において行うものとする。

### (広告掲載の決定)

第9条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載要綱第7条の決定通知書

を送付するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載が決定した後、市長が指定する期日までに、市指定の納入通知書により一括前納するものとする。ただし、一括売渡しを行った場合については、この限りでない。

(広告主等の責務)

第11条 広告の内容等に関する責任は、広告主又は広告取扱者が負うものとする。

(広告内容等の変更)

第12条 市長は、広告の内容等が各種法令に違反しているおそれがあると判断したときは、広告主又は広告取扱者に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主又は広告取扱者への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料が納付されなかったとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿が提出されなかったとき
- (3) 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が法令又はこの要綱に違反したとき
- (4) その他市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主又は広告取扱者は、自己の都合により、書面を添えて市ホームページの広告掲載の取り下げを市長に申し出ることができる。この場合において、既納の広告掲載料は還付しない。

(広告掲載料の還付等)

第15条 納入された広告掲載料は還付しない。

(広告掲載期間の延長)

第16条 市長は、広告掲載期間内に、市の都合で市ホームページを一時的に閉鎖したときは、閉鎖日数に応じて別表2のとおり掲載期間を延長するものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、市ホームページの広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年3月10日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

1. 広告枠数

広告枠数は、その都度、掲載するページのデザイン等を考慮し市が決定する。

2. 掲載規格及び掲載料

規格（1 枠につき）	期間	料金(1 枠 1 カ月につき)
天地 50ピクセル 左右 150ピクセル データ容量 4KB以内 形式 GIF(アニメ不可)	6ヶ月以内	20,000円

別表 2

閉鎖した時間	延長する期間
連続して3時間以上24時間以内	1日
連続して24時間を超え48時間以内	2日
連続して48時間を超え72時間以内	3日
連続して72時間を超え96時間以内	4日
連続して96時間を超えたとき	閉鎖した時間を24時間で除して得た日数+1日

別記様式1 (第8条関係)

入間市ホームページ広告掲載に関する調書

年 月 日

住所(所在地) \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

記

1. 掲載希望期間	年 月 日～ 年 月 日 ( カ月)
2. 広告内容	(リンク先アドレス _____ )
3. 掲載希望枠	_____ 枠 ※1枠の大きさ 天地50ピクセル 左右150ピクセル
4. 業 種	
5. バナー広告の 原稿・デザイン案	<input type="checkbox"/> FD <input type="checkbox"/> MO <input type="checkbox"/> CD <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )
備 考	受 付

※ 申し込みにあたり、裏面掲載条件を遵守します。

この調書は、入間市有料広告の掲載に関する要綱第5条の「入間市有料広告掲載申込書」に添付して提出してください。

## [入間市ホームページ広告掲載に関する調書の裏面]

### 掲載条件

1. 広告を掲載できる場所、規格等は、別途市の定めた基準によるものとします。
2. 掲載料金は、入間市有料広告掲載決定通知書に記載された額を指定された期限内に納付してください。
3. 募集期間内に、募集枠以上の申込みがあった場合は、広告の優先順位は次の各号の順とし、同一の掲載順位の中で申込みが予定の数を超えたときは、抽選により決定します。
  - (1) 公社、公団、公益法人及びこれらに類するものの広告
  - (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するものの広告
  - (3) 前二号に規定するもの以外の私企業で、市内に事業所等を有するものの広告
  - (4) 前三号に規定するもの以外のものの広告
4. 広告の内容に関する責任は、掲載者が負うものとします。
5. 次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。
  - (1) 指定する期日までに指定された書類を提出しなかったとき
  - (2) 指定する期日までに広告の掲載料金を納付しなかったとき

### 掲載できない広告

1. 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれがあるものは掲載できません。
2. 市の社会的信用性又は信頼性を損なうおそれがあるものは掲載できません。
3. 政治活動又は宗教活動に関するものは掲載できません。
4. 意見広告又は個人の宣伝を内容とするものは掲載できません。
5. 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるものは掲載できません。
6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するものは掲載できません。
7. 誇大表示、不当表示その他表現が不適切なものは掲載できません。
8. その他に市長が広告として掲載することが妥当でないと認めるものは掲載できません。